

受 理 番 号	件 名
陳情第50号	調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第1条 (目的)を実現するため、携帯電話基地局等を設置する場合に近隣への事前周知を求める陳情
付 託 委 員 会	建設委員会

近年、携帯電話・スマートフォンの普及及び通信速度の高速化・安定化を求め、携帯電話の基地局等の設置が行われています。

利便性を求めることは、やむを得ないと思いつつも、事前の周知が全くないまま至近距離に突然基地局が設置されると、景観の観点だけでなく健康に不安を感じる高齢者も多いことも事実です。

せめて事前に周知されていれば、住民同士の話し合いの中で設置位置の変更や、景観に配慮していただくことなど妥協点を探ることも可能かと考えますが、現状では、法令において事前周知の対象ではないことから、設置してからトラブルとなり大きな問題に発展し、ひいては、近隣住民同士で争うこととなります。

調布市では、既に調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例の中で市民の責務を定め、近隣住民に周知する事業として周辺環境に著しい影響を与えるもののうち規則で定めるものとして、騒音等が発生するおそれのある屋外レクリエーション施設等を事前周知の対象としています。

携帯電話基地局等で景観や周辺環境に影響を与えるおそれのあるものについては、現実的に周辺住民とのトラブルが発生しています。条例第5条に定めている市民の責務である、相手の立場を尊重して問題の解決に当たるためにも、設置者による事前周知が必要と考えておりますので以下の陳情を提出します。

- 1 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則第3条に「その他、携帯電話基地局等で景観や周辺環境に影響を与えるもの」(例)を追記することを検討すること。